



被害対策

被害対策の基本は、集落や地域全体を野生動物にとって居心地が悪く、エサの少ない場所にする事です。



餌付けの禁止 誘引物の除去

餌付けしない

アライグマに限らず、野生動物に餌を与えることはやめましょう。

繰り返し出てくるようになり、被害が増えます。繁殖率も上がり、生息範囲を広げることにもつながります。

無意識の餌付け

生ゴミや作物などを放置しておく、野生動物を誘引し、餌付けと同じことになります。

撤去できる物は取り除き、撤去できない物は防護するようにしましょう。

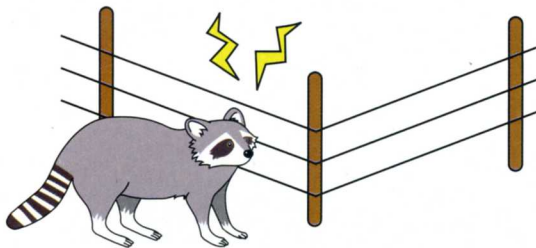


防護柵

電気柵が効果的

通常の柵ならよじ登ることができるので、電気柵による防除が有効です。

地面からの高さ10～40cmをカバーする必要があります。



民家侵入防止

侵入させない

ベランダの下、屋根裏、物置などへ侵入されないように物理的に遮断しましょう。こぶし大のすき間からでも侵入します。

追い出す

侵入された場合は、侵入口の逆側から害虫駆除剤を焚きつけ、煙で追い出します。その後、入口を遮断しましょう。



屋根の上を移動する親子のアライグマ
※屋根裏で出産・子育てをすることがあります。



入れない 捨てない 拡げない

許可なく飼うことも、放すことも、生きたまま移動させることも、外来生物法(H17.6月1日施行)で禁止されています。これ以上の侵入、拡大を防ぎましょう。



捕獲

捕獲して個体数を減らす必要があります。

比較的容易に箱わなで捕獲できます。

※捕獲には「捕獲許可」が必要です。

鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲と、外来生物法に基づいた捕獲が出来ます。詳細は、市役所・町役場にお問い合わせ下さい。

